

## 「特別養護老人ホームおりーぶえん」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(広島県指定 第 3470205083 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用施設 .....	2
3. 居室の概要 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金 .....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について） .....	9
7. 残置物引取人 .....	11
8. 苦情の受付について .....	11

### 1. 施設経営法人

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 清恵会               |
| (2) 法人所在地 | 大分県別府市大字鶴見字前田 1 7 2 5 番地 |
| (3) 電話番号  | 0 9 7 7 - 2 7 - 2 2 2 2  |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 長 浦 文 夫              |
| (5) 設立年月日 | 平成 9 年 9 月 8 日           |

## 2. ご利用施設

- (1) **施設の種類** ユニット型指定介護老人福祉施設・平成16年8月1日指定  
広島県 3470205083号
- (2) **施設の目的** ユニット型指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供いたします。
- (3) **施設の名称** ユニット型特別養護老人ホームおりーぶえん
- (4) **施設の所在地** 広島県広島市中区吉島東二丁目17番5号
- (5) **電話番号** 082-245-8880  
**FAX番号** 082-545-8830
- (6) **施設長（管理者）氏名** 古井 寿子
- (7) **当施設の運営方針**  
① 当施設は、施設福祉サービス計画に基づき、ご契約者が可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置き、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話をを行うことにより、ご契約者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することをめざす。
- (8) **開設年月** 平成16年8月1日
- (9) **入居定員** 60人

## 3. 施設の概要

- (1) **名称** ユニット型介護老人福祉施設おりーぶえん  
**敷地** 3,200.01 m<sup>2</sup>  
**建物** 構造 鉄筋コンクリート造 地上4階 延床面積 3,820.00 m<sup>2</sup>  
**利用定員** 60名
- (2) **居室及び主な設備**

居室の種類	室数	備考
全室個室	60室	面積430.8 m <sup>2</sup> 以上、1人あたり13.3 m <sup>2</sup> 以上
主な設備	数	備考
医務室	1	
食堂	6	
洗面所	60	
便所	48	

浴室	3	[主な設置機器] 特別浴室1ヶ所、介助浴室2ヶ所
----	---	-----------------------------

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	17名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 介護支援専門員	1名以上
7. 配置医	1名以上
8. 管理栄養士	1名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	7:00～16:00 8:00～17:00 12:00～21:00 夜間：20:30～ 7:30 又は 21:00～ 8:00
3. 看護職員	8:00～17:00 11:00～20:00
4. 機能訓練指導員	14:00～15:00（週2回程度）

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul>
---

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金から自己負担分を差し引いた金額が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①入浴

- ・入浴については、可能な限りご契約者の希望にそいます。清拭は身体状況等により行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④健康管理

- ・配置医や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

#### <サービス利用料金>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

##### (1) 基本サービス

要介護度	単位数	1か月費用 (30日として費用の目安)	
		費用総額*1	自己負担額 (1割の場合)*2
要介護1	670 単位	210,045 円	21,005 円
要介護2	740 単位	231,990 円	23,199 円
要介護3	815 単位	255,503 円	25,551 円
要介護4	886 単位	277,761 円	27,777 円
要介護5	955 単位	299,393 円	29,940 円

(2) 加算サービス

加算内容	単位数	1か月費用 (30日として費用の目安)	
		費用総額*1 (左記サービス利用の場合)	自己負担額 (1割の場合)*2
初期加算	30 単位/日	9,405 円	941 円
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46 単位/日	14,421 円	1,443 円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)□ ユニット型	18 単位/日	5,643 円	565 円
外泊加算 (1日あたりの費用。1か月最大6日まで)			
	246 単位/日	2,570 円	257 円
看護体制加算			
(Ⅰ)□	4 単位/日	1,254 円	126 円
(Ⅱ)□	8 単位/日	2,508 円	251 円
療養食加算 (1日3回、30日分として)			
	6 単位/回	5,643 円	565 円
看取り介護加算(Ⅰ)*3 (1日あたりの費用)			
死亡日以前31～45日	72 単位/日	752 円	76 円
死亡日以前4～30日	144 単位/日	1,504 円	151 円
死亡日の前日と前々日	680 単位/日	7,106 円	711 円
死亡日	1,280 単位/日	13,376 円	1,338 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 単位/月	31 円	4 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 単位/月	135 円	14 円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)*4	40 単位/月	418 円	42 円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)*4	50 単位/月	522 円	53 円
ADL維持等加算(Ⅰ)*4	30 単位/月	313 円	32 円
ADL維持等加算(Ⅱ)*4	60 単位/月	627 円	63 円
安全対策体制加算(入所時1回)*4	20 単位/日	209 円	21 円
再入所時栄養連携加算 (1回あたりの費用)			
	200 単位/回	2,090 円	209 円
①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)*5	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に8.3%を乗じた単位数		
②介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)*5	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に2.7%を乗じた単位数		
③介護職員等ベースアップ等支援加算*5	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に1.6%を乗じた単位数		
④介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (令和6年4月1日新設)*5	月間所定単位数(基本サービス+加算サービス)に14%を乗じた単位数		

\*1 広島市は5級地により、1単位 10.45 円をかけたもので金額を算出しています。

\*2 負担割合が1割の場合の例です。ご契約者は負担割合に応じた金額をご負担いただきます。

\*3 看取り介護加算は、看取り介護を受けたご契約者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、死亡月にまとめて算定されます。死亡前に在宅に戻ったり、医療機関に入院したりし、在宅や入院先で死亡した場合でも、算定可能ですが、その際には、施設において看取り介護を直接行っていない退所した日の翌日から死亡日までの間は算定できません。また、仮に、退所した月の翌月に死亡した場合は、翌月は(退所しているにも関わらず)自己負担分が発生します。

\*4 基準を満たしたときに算定します。

\*5 令和6年5月31日まで①②③を算定します。令和6年6月1日から④を算定します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆本表以外の加算についても、報酬単価に合わせて費用が発生する可能性があります。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合、居住費については、日額3,274円×外泊又は入院日数分をお支払いいただきます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

なお、居住費と食費に関しては、所得の低い方(利用者負担段階、第1段階、第2段階、第3段階)には**負担軽減制度**があります。

### <サービスの概要と利用料金>

①**居住費** 日額 3,274 円

②**食費** 日額 1,805 円

### ③**特別な食事**

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金:要した費用の実費

☆当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体  
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

☆ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として  
います。

(朝食8:00～ 昼食:12:00～ 夕食18:00～)

### ④**理髪・美容**

[理髪・美容サービス]

月に1回、理容師・美容師の出張によるサービス(調髪、顔剃、パーマ、洗髪)をご利

用いただけます。

利用料金：実費

### ⑤貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券等

○保管管理者：施設長

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 500円

### ⑥レクリエーション

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

1月：お正月	2月：節分
3月：ギターコンサート	4月：お花見お茶会、踊りの会
7月：花火大会	8月：被爆死没者法要
9月：敬老会	10月：秋祭り
12月：クリスマス会、餅つき大会	

ii) クラブ活動

書道、茶道、フラワーアレンジメント、押し花、刺し子（材料代等の実費をいただきます。）

### ⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：モノクロA4・A3 1枚につき20円

カラーA4 1枚につき50円

A3 1枚につき80円

### ⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

### ⑨契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
料金	7,001 円	7,733 円	8,516 円	9,258 円	9,979 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 7,000 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）（④と⑧の一部は除く）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご契約者はこれをゆうちょ銀行自動引落日（翌月 15 日）までに間にあうようご準備ください。

（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

自動払込 ゆうちょ銀行 口座番号：01340-9-82885 口座名称：社会福祉法人 清恵会 特別養護老人ホームおりーぶえん
--

### (4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	吉島病院	広島はくしま病院
所在地	広島市中区吉島東三丁目 2 番 33 号	広島市中区東白島町 19 番 16 号
診療科	内科、外科、整形外科、眼科ほか	内科、外科、整形外科ほか

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	森本歯科医院
所在地	広島市中区光南一丁目 10 番 20 号

## 6. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 入所後に要介護 1 または要介護 2 と認定されたが、広島市の判定で、居宅において日常生活を営むことが困難な事についてやむを得ない事由があるとは認められなかった場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### （1）ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の 7 日前（※最大 7 日）までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### （2）事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、その支払いの催告から 10 日を経過しても支払いがない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは

- 他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
  - ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→\*契約者が病院等に入院された場合の対応について\*（契約書第18条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

#### ①検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（サービス利用料金参照）

#### ②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

#### ③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

### （3）円滑な退居のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

ご契約者の退所前後に行った相談援助の内容に応じ、所定の金額をご負担いただきます。

(費用総額) = (相談援助 1 回あたり 4,180 円~5,225 円) × (回数)

(ご契約者負担金額) = (上記費用総額) × (負担割合)

## 7. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

契約締結にあたり、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

(契約書第 22 条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について (契約書第 22 条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付、事故発生時の対応

「苦情の受付」

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 生活相談員 坂本 南海子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

午前 9 : 00～午後 5 : 00

○電話 0 8 2 - 2 4 5 - 8 8 8 0

○F A X 0 8 2 - 5 4 5 - 8 8 3 0

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

「事故発生時の対応」

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合はこの限りではありません。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市健康福祉局 高齢福祉部介護保険課	所在地	広島市中区国泰寺一丁目 6 番 3 4 号
	電話番号	0 8 2 - 5 0 4 - 2 1 8 3
	F A X	0 8 2 - 5 0 4 - 2 1 3 6
	受付時間	平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

広島市中区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 広島市中区大手町四丁目1番1号 電話番号 082-504-2478 FAX 082-504-2175 受付時間 平日8:30~17:00
広島県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 平日8:30~17:15
広島県福祉サービス運営 適正化委員会 (広島県社会福祉協議会)	所在地 広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館内 電話番号 082-254-3419 FAX 082-569-6161 受付時間 平日8:30~17:00

### (3) 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

令和 年 月 日

ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム おりーぶえん

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名 印

代理人（選任した場合）

代理人住所

代理人氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 3,820.01 m<sup>2</sup>

#### (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[特別養護老人ホーム短期入所]

平成16年8月1日指定 広島県 3470205075号 定員 9名

[通所介護] 平成16年8月1日指定 広島県 3470205067号 定員30名

#### (4) 施設の周辺環境

閑静な住宅街の中にあり、施設の前には吉島病院が隣接しています。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護職員**……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

**生活相談員**……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1名の生活指導員を配置しています。

**看護職員**……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。

**機能訓練指導員**…ご契約者の機能訓練を担当します。  
1名の機能訓練指導員を配置しています。

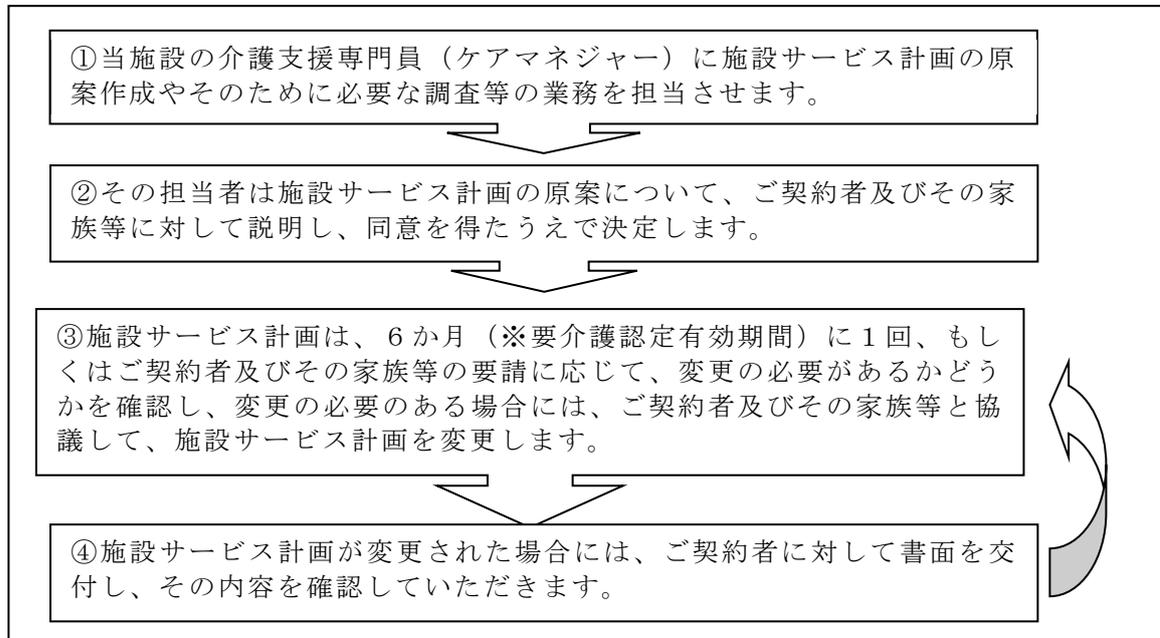
**介護支援専門員**…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。  
生活相談員が兼ねる場合もあります。  
1名の介護支援専門員を配置しています。

**医師**……………ご契約者に対して配置医が健康管理及び療養上の指導を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、配置医又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている利用者様との快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

ペット、刃物、その他危険物

### (2) 面会

面会時間 8：30～20：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食中毒等の問題がありますので、生物等の持ち込みはご遠慮ください。

### (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

### (4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○感染症等で、隔離させていただくことがあります。他の方の生活もございますので、ご理解ください。

○当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (7) 飲酒

施設内へのアルコール類の持ち込み及び飲酒はできません。

## **6. 損害賠償について（契約書第 10 条、第 11 条参照）**

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。